

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	証券取引法第24条の2第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成19年9月7日
【事業年度】	第67期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）
【会社名】	株式会社ソネック
【英訳名】	SONEC CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 渡辺 健一
【本店の所在の場所】	兵庫県高砂市曾根町2257番地の1
【電話番号】	079-447-1551（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員経営管理部長 山田 伸之
【最寄りの連絡場所】	兵庫県高砂市曾根町2257番地の1
【電話番号】	079-447-1551（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員経営管理部長 山田 伸之
【縦覧に供する場所】	株式会社ソネック大阪支店 （大阪市中央区伏見町二丁目3番4号ホンダビル） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

## 1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月26日に提出いたしました第67期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

3 配当政策

6 コーポレート・ガバナンスの状況

第6 提出会社の株式事務の概要

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_を付して表示しております。

## 第一部【企業情報】

### 第4【提出会社の状況】

#### 3【配当政策】

（訂正前）

配当につきましては、業界環境が激変するなかで不測の事態に備えるため、財務体質強化の観点から内部留保に意を用いつつ、株主の皆様への安定した配当を継続することを基本方針といたしております。

当期（第67期）の配当につきましては、現下の経営環境は依然として厳しいものの、2円の記念配当を実施しました前期の配当額と同額の1株につき7円の配当を行うことといたしました。

内部留保資金につきましては長期的視野に立った企業体質の強化に役立てるとともに、今後とも株主の皆様への安定配当の維持に努めてまいりたいと考えております。

（訂正後）

配当につきましては、業界環境が激変するなかで不測の事態に備えるため、財務体質強化の観点から内部留保に意を用いつつ、株主の皆様への安定した配当を継続することを基本方針といたしております。

また、当社の剰余金の配当は、経営環境が大変厳しく業績が不安定なため、当分の間、年1回の期末配当を行ってまいりたいと考えております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

当期（第67期）の配当につきましては、現下の経営環境は依然として厳しいものの、2円の記念配当を実施しました前期の配当額と同額の1株につき7円の配当を行うことといたしました。

内部留保資金につきましては長期的視野に立った企業体質の強化に役立てるとともに、今後とも株主の皆様への安定配当の維持に努めてまいりたいと考えております。

なお、当社は、「取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。」旨を定款に定めております。

（注） 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）
平成19年6月26日 定時株主総会	51,398	7

## 6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

- (1) ～ (5) <省略>  
(6), (7), (8) 記載なし

(訂正後)

- (1) ～ (5) <省略>

### (6) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は累積投票によらないものとする旨も定款に定めております。

### (7) 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

#### ① 自己の株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、経営環境の変化に対応した機動的な資本施策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

#### ② 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、毎年9月30日を基準日として、取締役会の決議によって中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。

### (8) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

(訂正前)

表 <省略>

(訂正後)

表 <省略>

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利以外の権利を有していません。